

健水発第 0209001 号
平成 16 年 2 月 9 日
(最終改正平成 28 年 3 月 30 日)

各都道府県・市・特別区 水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令 及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(平成 16 年厚生労働省令第 5 号)及び資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件(平成 16 年厚生労働省告示第 14 号)は、平成 16 年 1 月 26 日に公布され、平成 16 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

については、下記に留意の上、貴認可水道事業者等関係者に対する周知方、よろしくご配慮願いたい。

記

1. 改正の背景

厚生労働省においては、平成 15 年 4 月にとりまとめられた厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」(以下「答申」という。)を踏まえ、同 5 月に水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)、同 7 月に水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を定める件(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)を公布し、新しい水質基準及びその検査方法を定めたところである。

一方、水道施設の技術的基準を定める省令(平成 12 年厚生省令第 15 号。以下「技術基準省令」という。)及び資機材等の材質に関する試験(平成 12 年厚生省告示第 45 号。以下「資機材等試験告示」という。)については、従前より、水質基準及びその検査方法との整合を図りつつ、基準及び試験方法が定められてきたところである。

このようなことから、今般、水質基準等の改正を踏まえ、技術基準省令及び資機材等試験告示について所要の改正を行ったものである。

2. 改正の概要

浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質

の基準及び浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等からの浸出基準は、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)に定められている。これらの基準を以下のとおり改正した。

項目		水に注入される薬品等により付加される物質の基準	水に接する資機材等からの浸出基準
新規	1, 4-ジオキサン	0.005 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下
	臭素酸	0.005 mg/l 以下	—
	アルミニウム	—	0.02 mg/l 以下
	非イオン界面活性剤	0.005 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 mg/l 以下	0.5 mg/l 以下
	塩素酸	0.6 mg/l 以下	—
変更	フェノール類	現行	0.005 mg/l 以下
		改正	0.0005 mg/l 以下
	ホウ素	現行	0.1 mg/l 以下
		改正	0.1 mg/l 以下
削除	アンチモン	現行	0.0002 mg/l 以下
		改正	0.0015 mg/l 以下
	亜塩素酸	現行	0.2 mg/l 以下
		改正	0.6 mg/l 以下
削除	二酸化塩素	現行	2.0 mg/l 以下
		改正	0.6 mg/l 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン		0.03 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		1.0 mg/l 以下	1.0 mg/l 以下

今回の改正は、厚生科学審議会答申及びこれに基づく水質基準の改正を踏まえ、必要な改正を行ったものであり、従来と同様、薬品等により水に付加することや資機材等から浸出することが考えられない病原微生物、消毒副生成物、農薬等については、基準項目として採用していない。また、基準値の基本的考え方も従来のものと変更はない。

なお、改正の趣旨等は以下の通りである。

- (1) 臭素酸の基準については、現在の技術的な状況を鑑みて、水質基準値の1/2の値を基準値として採用した。しかしながら、薬品中の不純物量はできる限り低減させるべきものであるため、薬品中の臭素酸の濃度を低減するための技術の進展状況等を勘案して、概ね3年後を目途として基準の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしている。
- (2) 非イオン界面活性剤の基準については、水質基準値の1/10を定量することが困難であるため、定量下限値を基準値として採用した。
- (3) 塩素酸、亜塩素酸及び二酸化塩素の基準については、塩素酸が水質管理目標設定項目に追加され、3項目について目標値が設定されたことに伴い、当該基準値

の見直しを行った。なお、これらの項目は主として浄水処理過程において相互に関連して濃度変化することから浄水処理過程以後の水に適用することが適当である。

- (4) フェノール類の基準については、検査方法の変更により、水質基準値の1/10の値が定量可能となつたため、基準値の改正を行つた。
- (5) アンチモンについては、従来の監視項目の指針値から水質管理目標設定項目の目標値への移行に際し、値が見直されたことから、基準値の改正を行つた。
- (6) 1, 1, 1-トリクロロエタンについては、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に基づき、原則として、生産、使用が禁止されているため、基準から削除した。

3. 資機材等試験告示の改正の概要

資機材等試験告示の1. 浸出用液の調製における水質の確認の方法及び3. 分析方法について、必要な改正を行つた。

当該改正においては、技術基準省令における基準項目のうち、水質基準項目又は水質管理目標設定項目であるものについては、これらと同様の分析（検査）方法を採用することとし、それ以外の項目（技術基準省令のみの項目）については、答申に示された考え方へ準じて分析（検査）方法を改正した。なお、分析（検査）方法等の詳細について、別添に示した。

4. 改正技術基準省令及び改正資機材等試験告示の施行日

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）等の施行日に合わせ、平成16年4月1日とした。

5. 経過措置の考え方

- (1) 基準のうち「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」については、平成17年4月1日からの施行とし、平成17年3月31日までの間は、従前の「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を基準項目とし、従前の基準値を適用するとした。

これは水質基準における経過措置と同様、検査実施機関におけるTOCの検査体制の整備期間を考慮して設定したものである。なお、平成16年4月1日以降においてTOCによる検査が可能である場合は、検査を、有機物等（過マンガニ酸カリウム消費量）に代えて弾力的にTOCで行っても差し支えない。

- (2) 「パッキンを除く部品又は材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している資機材等」の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改定後のフェノール類の基準値を従前の0.005mg/lとした。

これは、ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を水と接触する部分に多く使用している資機材等においては、ただちに新基準値を達成することが困難であり、代替材料使用による新基準値達成の目途が付く当分の間、従前の基準値に据え置いたものである。

なお、パッキンには、フランジ継手に使用するシール材や管継手に使用される水密保持用ゴムも含まれるものである。

(3) 平成 16 年 4 月 1 日時点で現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等であって、改正後の基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、改正後の規定の適用を猶予することとした。

なお、資機材等に係る単純な交換工事であっても、当該工事により新規に設置される資機材等については、新基準を満たす必要がある。

6. その他

水に注入される薬品等により水に付加される物質の基準について、その評価のための試験方法については、水道事業者が合理的、客観的な判断に基づき、自らの責任で選択し、採用するものである。なお、その際に参考となるものとして「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」(平成 12 年 3 月 31 日衛水第 21 号水道整備課長通知)において、水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインを示しているところであるが、今回の基準の改正を踏まえその見直しを行うこととしている。

別添 1 : 「浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法」

別添 2 : 「部品試験又は材料試験における分析項目について」